

労働運動の課題について考える

格安クリーニングの裏にある残業代不払い等 ブラックな業界体質との闘い

～クリーニング業界での労組結成～

いぶきしょういち
指宿昭一
暁法律事務所 弁護士

連載の趣旨

話題の事件、判例・命令、法改正の動向などを通じて、労働運動・労働組合の課題について考え、提案します。

格安クリーニングという宣伝の下で、過剰な低価格競争が繰り返されているクリーニング業界では、残業代不払い等の労基法違反が横行し、業界全体にブラックな体質があるといわれている。このような状況において、これまでクリーニング業界にはほとんど労働組合がなく、業界において公正競争を確立していくような労働運動もなかった。

このような状況から、クリーニング業界で連続的に労働組合が結成し、業界を変えていく労働運動が始動した。

1 業界2位の「うさちゃんクリーニング」 における女性元パート従業員の反乱

「うさちゃんクリーニング」をチェーン展開する格安クリーニングの最大手ロイヤルネットワーク株式会社は、売上高は100億円を達成して白洋舎に次ぐ業界

2位を占め、青森から静岡まで約700店の店舗と約70の工場を持つ。店舗には「ワイシャツ90円」や「年中半額」等の看板を掲げ、「業界の風雲児」として囃されている。

2015年、「うさちゃん」の店舗で2年8か月働いた女性元パート従業員Aさん（当時56歳、福島県在住）が不払残業代等の支払いを求めて合同労組（職場を問わず、一人でも加入できる労働組合）・日本労働評議会（労評）に加入し、ロイヤル社に団体交渉を申し入れた。Aさんは、もう一人のパートと2人で、ワンオペ体制（各時間帯を1人で担当する体制）で店舗を担当していたが、実際には担当時間内では仕事が終わらず、次のシフトの担当者が来た後に残業で業務を行うこともあった。しかし、会社は、「ダブリ時間」（2人体制で働く時間）を4、5、6月のみ月20時間しか認めない。また、店舗のレジがタイムレコーダーを兼ねており、早朝や閉店後に仕事をして、その時間は記録されなかった。Aさんは、月50～100時間の残業をすることもあったが、残業代は支払われなかった。労評



「うさちゃんクリーニング」
のロイヤルネットワーク社

の試算では、100万円以上の残業代が支払われていなかった。また、Aさんは、店舗の雑用品やセール期間のディスプレイの一部を負担させられていた。更に、毎月500円徴収される互助会費が従業員のためではなく、会社のイベントに使われたり、ワイシャツ紛失事故の弁償金の支払いをさせられたりしたこともあった。

同年9月18日の団体交渉で、労評は、不払残業代の支払い、店舗雑費、弁償金、互助会費の返還を要求したが、会社は、「Aさんの店舗は売り上げが低く、ピーク時に1時間当たり40点の品を預かるが、そのくらは残業せずにこなせるはず。」等と主張して要求に応じなかった。労評は、「ワンオペ（1人体制）で1時間にこなせるのは25点が限界というのが業界の常識だ。」と反論した。

労評は、店舗のパート従業員に対して不払残業代の支払いを請求することを呼び掛けるビラを作成し、東北3県を自動車回って約60店にこのビラを配布した。会社は、「ビラ配布は建造物侵入に当たる。」と抗議したが、労評は、次は、約150店舗に労働時間や労働契約につい

での不満についてのアンケートと労働条件改善を訴える手紙を郵送した。会社はこのアンケート用紙の回収を命じたが、パート従業員たちは密かにコピーを取ってから会社に提出するなどの方法で対抗し、労評には約50通の回答が郵送やファックスで寄せられた。

会社は、Aさんの残業代を約24万円と算定していたが、同年11月23日に行われた団体交渉で、労評の要求額との間を取って、約55万7000円の支払いを申し出た。更に、Aさんが負担した店舗雑費約2万3000円、ワイシャツ紛失事故の弁償金1万3000円、賃金から天引きされていた互助会費1万2000円も全額返還されることになった。その結果、会社は、Aさんに合計約60万円を支払ったのである。

この団体交渉の成果は、ロイヤル社の別の問題について報道をしたことがある月刊誌FACTAが取材をし、同誌2015年2月号で「『パート』に残業強いる極悪ブラック／業界2位の『うさちゃんクリーニング』が、たった一人の女性パート従業員の『反乱』にお手上げ。」というタイトルで報道された。この記事は、同誌のホームページでも報道された（<https://facta.co.jp/article/201502013.html>）、これがYahoo!ニュースに掲載されたことから、多くの人に読まれた。また、労評もホームページのブログで、団体交渉の成果について報告した。

その後も、ロイヤル社のパート従業員から、多くの相談や情報が労評に寄せられた。また、Aさんと一緒に働いていた同僚たち3名（元パート従業員）も労評に加盟して残業代を請求し、会社から一定の金額を支払わせた。

こうした労評の取り組みは、その後に、次の段階の闘いにつながっていくことになる。

2 NPO法人クリーニング・カスタマーズサポートの設立と取り組み

2014年3月、クリーニング業界の健全化を目指すNPO法人クリーニング・カスタマーズサポート（以下、「CCS」という。<http://npo.cercle.co.jp/>）が設立された。不透明な料金設定や効果の疑わしい特殊加工が行われているクリーニング業界を健全化するため消費者に注意を促し、クリーニング業者に警鐘を鳴らすこと等を目的としたNPO法人である。CCSの代表は、福島県須賀川市で大正時代から続くクリーニング会社の3代目社長である鈴木和幸氏である。CCS設立は、同年8月、読売新聞「顔」欄で、「クリーニング業界の健全化を目指しNPO設立した／鈴木和幸さん（54）」という記事で取り上げられ、他の新聞でも報道された。

CCSは、クリーニング業界の消費者問題と共に労働問題への取り組みも目的としていた。実際、CCSのホームページでは、労働問題についての多くの記事が掲載されている。そして、CCSに寄せられる相談の大半は、クリーニング会社で働く従業員からの労働相談だった。

クリーニング業界は、元々、職人による零細業者が中心だったが、昭和40年代に大手業者が登場し、その後、大手業者の過剰な低価格競争が始まり、これが労働者の賃金・労働条件の低下につながっていった。しかし、クリーニング業界において労働組合はほとんど存在せず、賃

金・労働条件の低下に歯止めをかけることができなかった。

CCSは、労働組合とも連携して、クリーニング業界における労働問題に取り組んでいくことを表明している。

クリーニング業界に限らず、日本には、未だに労働組合がほとんど存在しないという業界が存在する。特に、中小零細企業が中心の業界はそうである。クリーニング業界は、元々、零細業者中心の業界で、大手業者の登場後も、さまざまな要因により、労働組合が業界の中に組織される機会がなかったのであろう。

大手業者が過剰な価格競争をしていけば、当然に労働者の賃金・労働条件は低下していく。労基法違反の違法な状況も生まれてくる。これに歯止めをかける労働組合が業界内に存在しなければ、低賃金で労働条件の悪い業者が利益を上げて発展していき、労基法を守り、労働者の賃金・労働条件に配慮する業者は駆逐されていくのである。クリーニング業界の正常化を目的とするCCSが、労働問題に取り組むのは、必要なことであり、当然なことであった。

しかし、NPO団体であるCCSの取り組みだけでは、労働者の賃金・労働条件を守り、大手業者の過剰な価格競争を抑制していくためには限界がある。クリーニング業界の労働者を主体とした労働組合の登場が待ち望まれていたのである。

3 「うさちゃん」で労働組合結成

前述したように、労評は、「うさちゃんクリーニング」を展開するロイヤル社の退職したパート従業員の問題に取り組

み、成果を上げてきたが、現役の労働者が労評に加入して、声を上げることはなかった。ところが、同社の茨城県の正社員が労評に加盟し、日本労働評議会ロイヤルネットワーク茨城分会（「労評ロイヤル茨城分会」）を結成したのである。同分会は、2016年7月5日に公然化し、会社に対して団体交渉を申し入れた。

同分会の分会長は、「うさちゃんクリーニングの役員やマネージャーは、現場で働いている労働者の声を聴こうとしません。このままでは、どんどん人は辞めていき、働く意欲が失われていきます。私はこの仕事が好きですし、お客さんのために頑張りたいと思っています。でも、今の会社の体質では働きがいもないし、お客さんにも申し訳ないです。働くからには納得できる仕事をまともな環境でたいと思います。組合を作ったのは会社を良くするためです。皆さん、ぜひ一緒に労働組合に参加して下さい。」と呼びかけ、分会の組合員拡大に取り組んでいる。また、団体交渉を通じて、有給休暇や休憩が取れるようになり、上司のパワハラの発言もなくなった。

＜参考＞

「うさちゃんクリーニング」で労組結成！～夏場は50度の過酷な労働環境（レイバーネット日本）
<http://www.labornetjp.org/news/2016/0707usa>

4 「灼熱地獄」からの労働組合結成

続いて、クリーニング業界大手「ロイヤル21」グループの有限会社グローバルで「日本労働評議会グローバル分会」（「労評グローバル分会」）が結成され、2016年7月26日、会社に対して団体交渉を申



「うさちゃんクリーニング」の店舗

し入れた。

グローバル社の工場は、一見近代的なガラス張りのクリーニング工場で、外部から作業をしている様子が見られる構造となっていたが、ガラス張りで直接日差しが作業場に降り注ぐ「温室」のため、大型換気扇で排熱しても夏場は50度近くにも達する。そのうえ、外観が近代的であるにもかかわらず、今どきのクリーニング工場の標準設備ともいべきスポットクーラーもないので、ひと夏で何人も労働者が熱中症で倒れる過酷な環境にあった。

また、正社員にはタイムカードがなく、労働時間管理がなされていない。また、残業は許可制で、どんなに仕事が忙しくても本社にいるマネージャーの一方的な判断で許可が下りないとサービス残業を強いられていた。

分会結成の時点で、パート労働者の定員30名の工場にパート労働者は20名しかおらず、過酷な環境で重労働を強いられてきた。正社員は繁忙期には13時間労働で15分しか休憩が取れない状態が常態化していた。また有給休暇の申請用紙は本社にあり、体調不良など緊急な場合であっても本社にいるマネージャーから許可



グローバル社のガラス張りの工場

が下りないことがあるため、有給休暇を取ることもできない状態だった。高温多湿、長時間労働という厳しい労働環境の中で、人手不足が常態化することで労働者は疲弊し、辞める人が多く、ますます人手不足・長時間労働となる悪循環に陥っていた。

同分会の分会長は、「マネージャーや本部の人達は工場、店舗などの巡回をしています、粗探しはしても働いている人たちのことは見て行きません。暑い中働いているので具合が悪くなる人もです。それでも毎年、何も変えようとはしません。労働者を人として扱っているとは、到底思えません！ こういったことは一例でしかありませんが、状況を改善するためにも働くみんなで力を合わせ団結し環境改善に努めていかなければいけないと思います。皆さん、是非労働組合に参加し、より良い環境を作りましょう。」と訴えて、組織化を進め、5工場

のうち2工場で組合員が多数派を占め、もう1工場でも組合加入が進んでいる。

組合結成後、同分会からの要求により、暑熱対策として工場の窓に遮熱用の布が張られるようになり、残業代が支払われ、有給休暇も取れるようになった。

同分会は、ローヤル分会とも連携して、クリーニング業界を変革する闘いに取り組んでいこうとしている。

なお、これらの2分会の結成の少し前の時期に、東京で、クリーニングの「スワローチェーン」を展開する加賀谷商会でも現役の従業員が労評に加盟し、団体交渉を行っている。

《参考》

劣悪なクリーニング業界を変えていく！～「グローバル社」でも労働組合結成(レイバーネット日本)
<http://www.labornetjp.org/news/2016/0728kuri>

5 労働運動がクリーニング産業を変える

以上に述べてきたように、3つの会社の現役労働者が労評という一つの労働組合に加入し、賃金・労働条件の改善に向けて取り組みを開始した。労評は、これらの闘いを、各企業における改善に終わらせることなく、クリーニング業界全体の問題に取り組み改善していくことを目標として、クリーニング業界に産業別労働組合組織を立ち上げることも射程に入れて活動を行っている。

業界における過剰な低価格競争は、業界内の労働者の賃金・労働条件を引き下げだけではなく、低価格競争を行わない良心的な経営者を圧迫していく。クリーニング会社は、スーパーマーケット等のテナントに店舗を借りて、客から依頼を受けなければならないが、店舗の労働者が休憩も有給休暇も取らずに、残業代なしで働くような会社の方が、休みなく店舗の営業を行えるので、テナントに受けが良いという状況もある。こうした状況に歯止めをかけ、労基法を守らず、低賃金・過重労働を強いるような会社が得をするのではなく、労基法を守り、労働者の賃金・労働条件の向上をはかるような経営をする会社が伸びていくような状況を作るような労働組合の取り組みが必要である。

クリーニング産業における公正競争を実現できるような労働運動が求められている。労働組合が存在しないか少数しか存在しない他の産業についても、同じことがいえよう。

クリーニング業界における労働組合、NPOによる改善の取り組みは、インターネットメディアであるレイバーネットTVでも取り上げられた。

《参考》

「格安クリーニングの裏側～灼熱地獄からのたたかい」(レイバーネットTVアーカイブ(2016.10.12)) <http://www.labornetjp.org/tv>

【著者】指宿 昭一(いぶすき しょういち)

●主な担当事件

・三和サービス(外国人研修生)事件(名古屋高裁平22.3.25労働判例1003号)

・日本ビューレット・パッカード事件(最高裁平24.4.27労働判例1005号)

・国際自動車事件(東京高裁平27.7.16労働判例1132号)

●著書(共著)

「外国人研修生 時給300円の労働者2ー使い捨てを許さない社会へー」(外国人研修生権利ネットワーク編・明石書店)

「働く人のためのブラック企業被害対策Q&A」(ブラック企業被害対策弁護団・弁護士会館ブックセンター出版部LABO)

「会社で起きている事の7割は法律違反」(朝日新聞「働く人の法律相談」弁護士チーム・朝日新書)

●役職等

日本労働弁護団常任幹事・東京支部事務局長

外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表

外国人労働者弁護団代表

日本弁護士連合会人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題プロジェクトチーム事務局長